

広島県消防広域化推進計画の見直しに向けた検討経過等について

令和2年11月19日
消防保安課

1 現計画

(1) 概要

平成20年3月に、県内5ブロックでの広域化を目標とした現計画を策定

(2) 広域化、連携・協力の進捗状況

北部及び東部については、計画策定時点で広域化完了

- 平成21年4月 竹原市及び大崎上島町が消防事務を東広島市に委託する形で中南部ブロックの一部が広域化（14消防本部から13消防本部となった。）
- 平成26年4月 尾道市消防局及び三原市消防本部（世羅町を含む）が通信指令業務の共同運用を開始（連携・協力）

(3) 課題

住民サービスの低下、財政負担の増加、消防本部間の調整の困難さ等への懸念がある一方、直ちに広域化すべきメリットが見えにくいこと等の理由により、現計画に基づく広域化は進んでいない。

2 国の方針（概要）

平成30年4月1日付で、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」及び「市町村の消防の連携・協力の基本指針」が一部改正されるとともに、広域化の推進期限が平成30年4月1日から平成36年4月1日まで延長された。他の主な改正点は次のとおり。

- (1) 原則として平成30年度中（※）に消防広域化推進計画を見直すこと。
 - (2) 消防職員数50人以下の消防本部（特定小規模消防本部）については可能な限り消防広域化重点地域に指定すること。
 - (3) 広域化までのステップとして、消防指令センター等の共同運用（連携・協力）に取り組むこと。
 - (4) 国は、今後、広域化や連携・協に伴う施設・設備整備費等に対して財政支援措置を優先する。
- ※ 令和2年の見直し検討となることについて国了承済み。

3 見直しに向けた検討経過

- (1) 平成31年4月に「広島県消防広域化検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、第1回検討委員会（平成31年4月23日開催）において、現計画の見直しの検討及び今後の調査・検討の進め方について決定
- (2) 検討委員会の下に置かれた「検討会」を4回開催し、各市町（消防本部）の意向を踏まえ検討・協議を実施

【検討・協議結果（概要）】

単独消防、現行体制の維持、現計画の「5ブロック」、全県一区などを支持する意向に分かれており、現計画を見直すべきという共通認識には至らなかったことから、

- ① 現計画の「5ブロック」を継続し、広域化の推進に向けた検討を続ける。
 - ② 広域化の検討の具体的な取組として、県がリーダーシップをとって、消防の連携・協力を推進していく。等を「見直し方針案」とする。
- (3) 第2回検討委員会（令和2年7月22日開催）において、「見直し方針」を決定
今回の見直し検討は、「現計画の一部修正」という方向性となった。
 - (4) 以後、「検討会」を2回開催し、「見直し方針」に基づく修正計画案（現計画の一部修正案）について、各市町（消防本部）の意向を踏まえ検討・協議を実施
 - (5) 第3回検討委員会（令和2年10月16日開催）において、「修正計画案」を決定